

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第13号 発行日：平成27年7月24日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

孫から「何で猫のように歩いているの？」と言われました。

7月3日熊本訴訟第11回弁論期日 松岡ツギエさんの訴え

熊本訴訟第11回口頭弁論が、7月3日に熊本地方裁判所で開かれました。原告ら代理人の中島潤史弁護士が水俣病の病像論の要旨について陳述しました。

また、報告集会では、原告の松岡ツギエさん(天草の旧新和町)が、中学生の頃から手足がしびれたり、からすまがりが起こるようになったこと、山道を歩いて通学する途中歩けなくなることがあったこと、足が痛い時は立って坂を上ることができず、手を地面について這うようにして上ったこと、年をとってからは、その姿を見た孫から「何で猫のように歩いているの？」と言われたこと等これまで味わった水俣病の苦しみ、辛さを訴えました。



東京訴訟第3回期日、140名を 超える傍聴人に裁判所も動く！

7月10日、東京地方裁判所で東京訴訟の第3回弁論期日が開かれました。傍聴席を求めて、140名を超える人が抽選の列に並びました。当然、傍聴席は満席で裁判が始まりました。

弁論では、原告から、提訴した第1陣原告らが水俣病であることが共通診断書によって裏付けられているという内容の準備書面(病像論2)と、水俣病の被害について、民法の時効・除斥期間の制限は受けないから、被告らは責任を免れないという内容の準備書面(除斥1)を陳述しました。

傍聴希望者が多数に上ったことから、裁判所は、進行協議において、引き続き大法廷を使うつもりであることを表明し、あわせて、原告や傍聴人に裁判の内容をわかりやすくするため、原告代理人からの書面要旨の陳述を認め、さらに国・熊本県、チッソにも同様に短時間での陳述を求めました。

8月22日～23日 ミナマタ現地調査開催！

今年もまた、ミナマタ現地調査の季節がやってきました。今回の現地調査は、22日「不知火海クルーズ」をメインの企画としています。海から見た汚染の広がりを実感して頂くとともに、国の救済地域の線引きがいかにナンセンスなものかを実感して頂きたいと思います（船酔いで参加できないという方等のため、同時時間帯で「意見交換会」も設けています。）。クルージングの後には、ふれあい広場にて、例年通りバーベキュー交流会を行います。翌23日には、板井優弁護士による記念講演、高岡滋医師による倉岳悉皆調査の報告などが予定されています。

水俣病の長い歴史と、解決できない原因、被害者の苦難など、多くの皆様にご理解して頂きたいと考えています。ぜひこの機会に、ご家族・ご友人お誘いあわせの上、ご参加ください。

◆お問い合わせ先◆

ミナマタ現地調査実行委員会

熊本県水俣市桜井町 2-2-20 水俣不知火患者会内

電話 0966-62-7502

FAX 0966-62-1154

【今後の予定】

| | |
|----------|------------|
| 8月22日23日 | ミナマタ現地調査 |
| 9月 4日 | 熊本訴訟 12回弁論 |
| 9月19日20日 | 100人検診@高尾野 |
| 10月 2日 | 近畿訴訟 3回弁論 |
| 10月 7日 | 東京訴訟 4回弁論 |

とある弁護団員のヒトリゴト

半年ほど前、ウチの母が入院しました。脳に異常があるようだとの事でした。（あ、今は元気です。）入院で脳の検査をするとなつて、私もドキドキしたのですが、当の本人はなおさらドキドキバクバクしていたようでした。いざ検査の当日、看護師さんから色々問診されるとともに、「芋洗いしたことありますか？」と聞かれたそうです。ウチの母は、何のことだかわからないまま、真剣に「いいえ」と答えたそうです。・・・後でわかったことですが、そのときかれたことは「MRIしたことありますか？」ということだったらしいです。

今となつては笑い話ですが、脳に異常があると聞いたとき、瞬間思ったのは、「私、今まで何も親孝行してない！」ということでした。なかなか司法試験に通らなかった私を、父と離婚してなお経済的に支えてくれた母なので、ちゃんと親孝行しないといけんなあ、と思いつつ、今日もけんかして過ごしています。ああ、私ってなんていい娘。（独身だけど。）

原告のみなさんとは言葉の行き違いがないように、たくさんコミュニケーションを取っていきたいと思います。よろしくお祈りします。（熊本弁護団・池田 泉）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。

また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。

すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本市中央区京町1丁目12番2号京町会館2階

熊本共同法律事務所内（担当 永野）

電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索